

◎挨拶

(会長挨拶)

(午10時00分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、ただいまから第9回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、高橋裕君、8番、松下好君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 次に4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

議案書は1ページからとなります。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年11月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年12月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案2件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で、

農地の所在は長岡字反目2060の4番。現況地目は畑、面積は2,441平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用、作物はブロッコリーを予定しております。貸借期間は、令和4年1月1日より5年間で、令和8年12月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。2ページと3ページにまたがっております。利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字冠海戸2117の1番外14筆。現況地目は農業用施設及び畑、面積は合計で2万8,424平米となっております。借手は高崎市引間町の方で、利用目的は農業用施設（果樹）。貸借期間は、令和4年1月1日より5年間で、令和8年12月31日までとなっております。

また、4ページから6ページに計画書の写しのほうを添付させていただいております。

2件目の方のちょっとご説明をさせていただきます。借手の方は高崎市の引間町に住んでいるんですけども、貸手の方の孫に当たる方となります。2016年11月の雪でリンゴの木が全滅してしまったため、再スタートすべく補助金を受けてリンゴの木を植えましたが、貸手の方が病気で倒れてしまいまして、借手の方と貸手の方の妻、借手の方に対する祖母になるんですけども、その2人で一緒に管理をやってきたそうです。リンゴを植えて4年が経過しまして、ようやくリンゴの収穫ができるようになったため、正式に農地を借受け、利用権を設定することになりました。経営面積の内訳としまして、リンゴが約1ヘクタール、梅が2ヘクタールとなっております。

定例会の前に局長のほうから説明があったんですけども、新聞記事のほうを参考にお配りさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。よろしく願いをいたします。

議 長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑何かございませんか。

7番、推進委員小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。これちょっと面積的に多いんですけども、中間管理機構を通さなかった訳があるんでしょうか。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 こちらのほう、貸手の方が収入保険に入っていて、1月1日でちょっと切り替えたいということなので、すぐ始めたいということだったので、ちょっと中間管理は間に合いませんでしたので、今回通さずにというふうな方向でやらせていただき

ました。よろしく願いをいたします。

議 長 推進委員7番、小川君。

小川委員 1番の方もそうですかね。

議 長 事務局。

事務局長 1番の方は通さなくていいですという方向だったので通さないでやらせていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

---

#### ◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字八野海道316番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,268平米となります。権利種別は3条無償移転。内容は贈与です。譲渡人は記載のとおり3名の共有の土地となっております。経営面積につきましては自耕作地47.1アール。申請事由につきましては、相続で申請地を取得したが、村外在住であり農業も行っておらず耕作管理ができないため、譲受人に譲渡したいとのごことでございます。譲受人の方は長岡の方です。経営面積は自耕作地32.2アール、申請事由につきましては、申請地は所有する田の近くにあり、農作業や管理する上で便利のため譲渡人から譲り受けし、営農に励みたいとのごことでございます。受入れ世帯の稼働人員につきましては、2人中2人です。

議案書9ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 推進委員の岩田です。お世話になります。この場所の説明をさせていただきます。

この場所は、岩田養鶏場から上に上がって400メートルぐらい行きますと、十字路があって、そこを左に行った1軒の家の前の斜め南側の田んぼになります。そして、この譲渡人は相続を、今、局長が言われますように3人で相続をしたんですが、町に住んでいて管理ができないということで、このおじさんに当たる方に引き続きやってくれないかということで話をされたそうです。それでおじさんのほうも、現状であればそのまま管理もできると。また用があったら、そのときはいつでもまた引き上げることもできますよと、お返しすることもできますよという、そういう話をしてくれました。この件は、許可相当に当たると思います。皆さんのご審議をよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字十二沢2092番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は651平米です。権利種別は3条無償移転、内容は贈与となります。譲渡人は新井のです。経営面積は自耕作地75.8アール、貸付地54アールです。申請事由は、譲受人と一緒に多角的に営農しているが、譲受人の耕作への意識向上のため、

申請地を譲り渡したいとのことをございます。また、譲受人は新井の方で、経営面積は自耕作地75.8アール、貸付地54アール、申請事由につきましては、譲渡人と一緒に多角的に営農しているが、申請地を譲り受けし、ますます営農に励みたいとのことをございます。譲受人世帯の稼働人員につきましては5人中3人です。

議案書10ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案2号、2番の案件につきましては事務局長の説明のとおりでございます。

若干、現地の補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

申請地につきましては、新井の信号を東の方面に500メートルほど下って、群馬用水を過ぎて、榛東の新井の浄水場がある北側の県道に面したところというような形でございます。自然状況は、西側は宅地、東側については高圧線の鉄塔が立っておるといことで、南側が農地に面して、榛東村の浄水場とも面しているというような立地条件でございます。現行、親から子への相続という、生前贈与というような形になります。そういった形で、譲受人も今現在農業に励んでおるといようなことで、譲受人の名義に変えていくということもあります。現地については、今、野菜等を栽培しているといようなことで、一部にプレハブ等の建物といつか物も建っておるんですけども、そちらについては農機具を入れたり、農具またわらを置いていたりといようなことで農業に使われているといようなことをございます。地元委員とすると問題ないといことをございますので、よろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上です。

ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号3について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第2号、番号3について説明申し上げます。

番号3、図面番号3。1筆目の農地の所在は大字広馬場字八野海道1030番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,135平米です。2筆目の農地の所在は広馬場字八野海道1043番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,917平米。3筆目の農地の所在は広馬場字八野海道1081番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,624平米。4筆目の農地の所在は大字広馬場字八野海道1081番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,398平米です。

8ページをご覧ください。引き続き、農地の所在でございますが、大字広馬場字八野海道1082番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,003平米。6筆目の面積でございます。大字広馬場字八野海道1087番1。地目は登記簿、現況ともに畑。2,316平米。7筆目の農地の所在は大字広馬場字八野道1232番。地目は登記簿、現況ともに畑。1,408平米。8筆目の農地の所在は大字広馬場字八野海道1264番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は837平米。9筆目の農地の所在は広馬場字八野海道1281番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,008平米。10筆目の農地の所在でございます。大字広馬場字八野海道1415番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,081平米となります。田んぼの筆数は4筆、合計面積が5,160平米、畑が6筆、面積は9,567平米、合計10筆となり面積は1万4,727平米となります。

権利種別でございます。3条無償移転、内容は遺贈です。譲渡人でございます。譲渡人は広馬場の方です。経営面積は自耕作地154.9アール、申請事由は、実子がなく、弟夫婦を養子としたが同世代で高齢であり経営管理は難しいため、幼少期より農業を手伝ってくれた譲受人に遺贈したいと遺言を残すとなっております。

譲受人も広馬場の方です。経営面積は自耕作地154.9アール、申請事由はここ10年は実際の経営を任されており、遺言により遺贈を受け、責任を持って農業経営と管理に心がけていきたいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員でございます。4人中4人です。

議案書11ページをご覧ください。

議案第2号、番号3に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。

ただいま議案第2号、3号について、事務局長の説明のとおりでございますが、ちょっと補足させていただきます。

これは農地だけを遺言により遺贈ということで、登記するためにどうしても農業委員会の許可書を添付しなくちゃならないと、今までこういう例はなかったんですけども、特殊な例だと思えます。現地については適正に管理されており、私としては許可相当と思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

---

### ◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

失礼しました。議案は第3号、番号1についての説明となります。

議案書は12ページ、現地確認調書は9ページからとなります。失礼いたしました。

議案第3号、番号1、農地の所在でございますが、大字新井字大川1153番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は140平米のうち50平米を転用するというものでございます。

申請人は新井の方で職業は無職。転用目的は露天駐車場。施設等につきましては、露天駐車場用地。転用理由につきましては、現在申請地に隣接して居住しているが、

平成29年に息子夫婦と同居するために自宅の建て替えをしたところ、駐車スペースが足りなくなって不便しているため、申請地を駐車場として利用したいとのことでございます。備考でございますが農振除外済み。農地区分は1種農地。追認案件となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第3号1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、現地等を補足説明させていただきたいと思っております。

現地調書につきまして、現地調書の9ページをお開き願いたいと思っております。

今回の申請地の場所につきまして、自衛隊の南、自衛隊の第一官舎があるところの道を200メートルぐらい東のほうに下っていただいた右側の土地でございます。この土地につきましては、宅地と農地というようなことで、以前、相続で相続した形で1種農地という形で持っておりました。その一部を宅地というようなことで家を造っておったんですけれども、申請理由のとおり、息子夫婦と同居というようなことで、隣に隣接して残っておった1種農地というようなことで、そこを駐車場にしたいということでございます。本来であれば許可をする前にもう駐車場スペースにしちゃってあるという現状があって、始末書等も出していただいた経過はございます。そういった形で、北側に村道、東側に今の自宅、南側については残った自宅、それから西側についても奥さんの実家の農地というようなことでございます。駐車場というような案件でございます。雨水については自然浸透、余ったものについては前の道路の側溝に流すというような形でございます。申請地、1種農地というようなことでございますけれども、集落接続と、周りに宅地があるというようなことで、地元委員といたしますと許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)



議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。  
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書13ページ、現地確認調書はこちらも13ページからとなります。

議案第4号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、1筆目の農地の所在は大字山子田字中野1998番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は684平米となっております。権利種別は所有権移転売買。譲渡人の方は山子田の方で職業は無職。2筆目の農地の所在は大字山子田字中野1998番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は105平米。権利種別は所有権移転売買。譲渡人の方は埼玉県の方で職業は無職です。2筆の農地の合計面積でございしますが、789平米となっております。譲受人の方は榛東村大字山子田の方で、職業は太陽光等による発電及び売電事業となっております。転用目的につきましては、太陽光発電用地。施設等は太陽光発電施設用地パネル160枚となっております。転用理由につきましては、譲受人は村内で太陽光発電事業等を営んでいるが、申請地は日当たりがよく事業に適しているため、購入し太陽光発電用地として利用したいとのこととございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。備考でございます。農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上となっております。

失礼しました。以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員の12番柳岡です。

ただいまの議案第4号、番号1についての事務局長の説明のとおりでございます。若干、現地の説明をしたいと思っております。

現地確認調書の13ページから15ページを見ていただきたいと思っております。

場所は榛東総合グラウンド、北100メートルのところとございます。この議案が出る前はこの農地においては耕作放棄地であり、開発はされていませんでした。農地としての活

用はしていませんでした。そういったわけで、この場所に太陽光発電をしたいということでございます。北と東には村道、南は雑種地、西は牧草地に面しており、雨水等は自然浸透と、北と東にある道路側溝に流して河川に流れていくようになっております。周りの農地等に与える影響はないと思われまますので、私としては許可相当かと思っております。ご審議のほうよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。  
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。  
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。  
次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 議案書13ページ、現地確認調書は16ページをご覧ください。

議案第4号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号も2です。1筆目の農地の所在は大字広馬場字中野前1907番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は184平米。2筆目の農地の所在は大字広馬場字中野前1909番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は306平米です。2筆の合計面積でございます。490平米となります。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は広馬場の方で職業は農業。譲受人の方は埼玉県さいたま市の方外1名でございます。職業は看護師。転用目的は、一般住宅。施設等につきましては一般住宅用地108.48平米でございます。転用理由でございますが、譲受人は現在仕事の都合でそれぞれアパート生活をしているが、自己住宅を計画し適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地に購入し住居を建築したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが農振除外済み。農地区分は2種農地でございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。  
何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 6番、推進委員一倉です。

議案第4号、2について、事務局長の説明のとおりでございますが、若干補足をさせていただきます。

現地確認調書の16ページから18ページをご覧ください。

場所は、渋川安中線の第4分団の詰所のところを右折して上ってもらって、ずっと約200メートル行ったところに突き当たりが現地になります。この18ページを見てもらうと分かるんですけども、1907の1と1909の2の間に馬入れが入っています。これは今、建設課と払下げの協議をして許可をもらえる予定でございます。現地とすれば、雨水については敷地内で自然浸透、下水についてはすぐ東に公共下水が入っていますので、そこへ流す予定でございます。周りの農地としての影響はないと思われま。したがって、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書は14ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第4号、番号3について説明申し上げます。

番号3、図面番号3。1筆目の農地の所在は大字広馬場字八幡下2520番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は140平米。2筆目の農地の所在は大字広馬場字八幡下2520番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は115平米。3筆目の農地の所在は大字広馬場字八幡下2520番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は559平米。3筆の合計面積でございます。合計面積814平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は新井の方で職業は農業。譲受人の方は高崎市の方で、職業は不動産業。転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては建て売り分譲住宅用地65.41平米の建物を3棟となっております。転用理由でございます。譲受人は高崎市で不動産業を営んでいるが、申請地は近くに学校もあり、高崎・前橋・渋川への交通の便もよく需要が見込めるため、建て売り住宅分譲用地として購入したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが農振

除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番、農業委員十河です。

事務局長の説明どおりですけれども、地元の農業委員として、若干補足させていただきたいと思います。

現地確認調書は19ページから21ページをご覧くださいと思います。

場所なんですけれども、自衛隊の南側の道路を正門のほうから行って上りまして貯水池がありますので、その貯水池の上を200メートルほど入ったところの十字路の角になります。場所は、東側と北側は道路に面しておりまして、その道路にはもう下水も完備しております。21ページの現地調書のとおり、3軒家を建てる予定なんですけれども、3軒とも各それぞれの公共下水道に下水は通す予定になっております。側溝もきちんと道路脇にはありますので、雨水の心配もないと思います。それと南側と西側にはオリーブ畑がありますけれども、それ以外は住宅地になっておりますので、私としては許可相当と思いますので、審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで11時まで暫時休憩します。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前11時00分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時55分)